

県本部各部課長
殿下
県下各警察署長

共	00	00	10	39	5年
宮	本	県	安	第	392号
宮	本	総	第	434号	
宮	本	務	第	619号	
宮	本	生	企	第	632号
宮	本	地	第	408号	
宮	本	刑	総	第	399号
宮	本	交	企	第	424号
令	和	4年	4月	1日	
宮	城	県	警	察	本
					部
					長

人身安全関連事案に対処するための体制の確立について（通達）

ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等の恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、児童・高齢者・障害者虐待事案、殺人・誘拐等の犯罪に発展するおそれのある行方不明事案、子供及び女性への性犯罪等に発展するおそれのある事案等の人身の安全を早急に確保する必要が認められる事案（以下「人身安全関連事案」という。）については、「人身安全関連事案に対処するための対処体制及び基本的な対処要領について（通達）」（令和元年8月30日付け宮本県安第941号ほか）に基づき対応しているところであるが、これらについて認知した段階では、被害者等に危害が加えられる危険性やその切迫性を正確に把握することが困難である一方、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが極めて高い。よって、認知の段階から対処に至るまで、生活安全部門と刑事部門が連携し、警察本部が確実に関与して、事態に応じて被害者の安全確保のために最も効果的な手法を執ることが肝要である。

こうした観点から、人身安全関連事案に対処するための基本的な考え方を下記のとおり改めて通達するので、関係所属にあつては、所要の体制を確立し、人身安全関連事案への対応に遺憾のないようにされたい。

なお、上記通達は廃止する。

記

1 警察本部及び警察署における体制の確立

(1) 警察本部における一元的対処体制の確立

人身安全関連事案の危険性・切迫性を見極め、執るべき措置を検討するために、警察署長の指揮は維持しつつも、警察本部がより積極的、機動的に関与することとし、このため、警察本部に、人身安全関連事案について一元的に対処するための体制（別表「宮城県警察人身安全関連事案対処チーム」。以下「本部対処体制」という。）を設置する。

この本部対処体制は、警察署からの報告の一元的窓口となって事案を認知した後、関係警察署及び関係部局と緊密に連携の上、その危険性・切迫性を判断し、

これに基づき行為者の事件検挙、行政措置、被害者の保護対策等に関する警察署への指導・助言・支援を一元的に行うことを任務とする。

なお、個別の事態に応じて、本部対処体制のほかにも、必要な捜査力の積極的な投入も検討すること。

(2) 初動支援班の役割

「初動支援班」は、各警察署からの人身安全関連事案に係る速報を受理し、警察情報管理システムによる各種照会及び事案当事者の過去における取扱歴等の照会結果を踏まえ、事案の危険性・切迫性を判断し、当該事案に対して講ずるべき初動処置について助言・指導を行うものとする。

また、生活安全部県民安全対策課長は、各警察署から速報を受けた事案について、本部対処体制による初動支援が必要と認めた場合には、初動支援班を派遣し、当該事案の対処に当たらせるものとする。

(3) 警察署における体制の確立

警察署においては、人身安全関連事案への対処を統括する責任者及び事案対処時に体制に優先的に指名される要員をあらかじめ指定しておくことにより、生活安全部門と刑事部門を総合した体制を確立すること。

なお、当直体制下で相談等がなされた時の対処体制についても、あらかじめ確立しておくこと。

2 人身安全関連事案への対応

(1) 事案認知時の対応

警察本部において的確に事態を把握するため、人身安全関連事案の全てについて、事案を認知した段階で、警察署長に速報するとともに、並行して、本部対処体制に速報すること。

報告を受けた警察署長は、本部対処体制からの指導・助言を得つつ対処方針及び対処体制を決定し、本部対処体制は、警察署に対し継続して指導・助言を行うとともに、事案に応じて現場支援要員の派遣やその他の応援派遣等の支援を行うものとする。

また、事案の関係場所が複数の都道府県にわたる場合においては、関係都道府県警察と確実に情報を共有し、迅速かつ的確に対処すること。

(2) 被害者の保護等

各事案において被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性が極めて高いと認められる場合には、警察署長は、直ちに即応態勢を確立し、本部対処体制は、現場支援要員等を警察署に派遣するとともに、対処についての指導・助言・支援を行うこと。また、この場合には、被害者等を安全な場所へ速やかに避難させることとし、やむを得ない事情があり避難させられない場合には、被害者等身辺の警戒等の措置を確実に行うこと。

なお、危険性・切迫性が極めて高いとは認められない場合であっても、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性が否定できず、又は判断できないときは、

危険性等について積極的に判断して、同様に対処すること。

このため、平素から管轄区域内の各自治体等と連携できる体制の構築に努めること。

(3) 行為者への措置

人身安全関連事案の行為者に対しては、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性に依じて第一義的に検挙措置等による加害行為の防止を図ること。

(4) 事案認知時における危険性等の見極め

人身安全関連事案に係る相談への対応に当たっては、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性を判断するため必要があると認めるとき、事件化のための擬律判断を的確に行うため必要があると認めるときなどには、生活安全部門の担当者と刑事部門の捜査員が共同で聴取を行うこと。